

令和6年10月1日から

## 初期消火に使用した消火器の無償交換制度スタート

当消防本部では、火災発生時における初期消火活動の推進を図るため、初期消火への協力により消火器を使用した場合、消火器を無償交換させていただきます。

初期消火者の負担をなくし、迅速な初期消火を実施することで火災による被害軽減に繋げることを目的とするものです。

### ○対象となる消火器 下記のすべてを満たすもの

- 1 須賀川市、岩瀬郡、石川郡内で発生した火災<sup>※1</sup>において、初期消火のために使用したもの
- 2 火災現場で消火器を使用したことを消防職員が確認したもの

※1 令和6年10月1日（火）0時以降に発生した火災



### ○対象とならない消火器 下記のいずれかに該当する場合は対象外

- 1 消防法に規定する応急消火義務者<sup>※2</sup>が所有するもの
- 2 火災の火元に設置されたもの
- 3 国または地方公共団体が管理する施設に設置されたもの
- 4 保険会社等から使用した消火器に係る費用の補償等を受けられるもの
- 5 大規模地震等により多発的に発生した火災で使用したもの
- 6 消防長が交換を行うことが適当でないと認めたもの

#### ※2 応急消火義務者

- ① 火災を発生させた者
- ② 火災の発生に直接関係のある者
- ③ 火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者



### ○申請方法

「初期消火協力に対する消火器無償交換申請書」に必要事項を記入し、使用済みの消火器とともに消火器を使用した火災発生場所を管轄する消防署等に申請してください。



須賀川地方広域消防組合・消防本部

〒962-0022 須賀川市丸田町 153

予防課

TEL 0248-76-3114

Mail



(公式 HP)



須賀川消防署 (0248-76-3197)

長沼分署 (0248-67-3303)

鏡石分署 (0248-62-4511)

湯本分遣所 (0248-84-2112)

石川消防署 (0247-26-3161)

玉川分署 (0247-57-4112)

平田分署 (0247-55-2213)

浅川分署 (0247-36-2009)